

+

令和4年 第5回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第5回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年5月20日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年5月20日 午前8時59分				
	閉会	令和4年5月20日 午前9時39分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番9番	坂中 則雄	席番10番	隈元 健二		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第30号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第32号 非農地証明願の承認について 議案第33号 農用地利用集積計画決定について 議案第34号 農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第5回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番9番、坂中委員と、席番10番、隈元委員を指名いたします。よろしくお祈いします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>先月依頼がありました〇〇さんのあっせんの件ですが、現在買受け希望者と話を進めているのですが、農繁期ということでなかなか話を進められず、現在、引き続き活動中です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について、報告します。4月19日、令和3年度大隅地区農業委員会連絡協議会の監査を松山支所にて行いました。5月13日、農地所有適格法人適格要件届出書提出に伴う現地調査を1件、有明地区で実施しました。以上です。</p> <p>次に、日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、6件の申請でございます。まずは、5ページ、番号47番を審議いたします。安樂委員の説明をお願いします。</p>
委員	安樂	<p>会長より依頼のありました番号47を報告いたします。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は、志布志支所より立花迫方面へ県道3号線を5kmほど行った所の右手側にあります〇〇庭園の敷地内の一角にあります。申請地は〇〇さんの敷地内を通らないと入り口がない土地となっております。〇〇さんが30年近く借地として利用されていたとのこと。譲受人宅からは、目の前のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、奥さんと2人で、果樹、花木を主に栽培されております。申請地には、今年は甘藷を作付けとのことでした。また、トラクター1台、管理機1台、モア2台、動噴などを保有されております。また、農業をしながら土木業務を行われております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2号各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお祈いいたします。</p>
議長 会場	萩迫 委員	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	橋口	次に、番号48番を審議いたします。橋口委員の説明をお願いします。 会長より依頼のありました番号48を報告します。譲渡人は、鹿児島市にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道日南志布志線を志布志小学校から潤ヶ野方面へ約4km進むと、左手に市道弓場ヶ尾・佐野原線へ入るT字路があります。申請地はそのT字路へ入る右手の角にある畑になります。譲受人宅からは、車で5分の所にあります。〇〇さんは奥さんと2人で農業されており、茶を主に栽培しており、申請地にも茶を作付けする予定とのことです。農機具はトラクター、管理機、防除機を保有しています。
議長	萩迫	以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者であると思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお祈りします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、6ページ、番号49番及び番号50番につきましては、譲受人が同一のため、同時に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、隈元委員の説明を2件一緒にお祈りします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号49、50を報告します。最初に、番号49の譲渡人は、鹿児島市原良〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから田之浦方面へ300m行き、南へ700m行き、東へ300m行ったところの左側に、宮地原の3筆の畑があります。そこから、西へ400m行ったところの左奥が262番10の畑です。今の畑から東へ100m、北へ200m、西へ200m、北へ100m行った右側が、386番3の田です。今のところから南へ100m、東へ350m、北へ100m行ったところの左側が374番5の田です。譲受人宅から5分のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、夫婦で生産牛50頭を飼育し、水稻30a、飼料用稲11ha、飼料4haを栽培しており、申請地の畑には飼料、田には飼料用稲を作付けする予定とのことで、田は今、準備中でした。また、トラクター4台、田植機1台、貨物自動車4

		<p>台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお願ひします。</p> <p>次に、番号50の譲渡人は、都城市安久町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号49と同じく、〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから田之浦方面へ300m行き、南へ500m行き、東へ150m行ったところの左側が、374番2の田、右側が372番5の田、道路反対側が372番8、372番14の畑です。そこから西へ150m、南へ50m行ったところの右側が、294番4と5の田です。そこからさらに350mと行ったところの左側が、300番6、7、8の田3筆です。譲受人宅からは5分のところにあります。畑は飼料、田は飼料用稲を作付けする予定とのことです。田は既に作付けの準備中でした。49番〇〇さん分の6筆、50番〇〇さん分の9筆は、十字路から、東西南北500m以内にあり、移動時間も少なく作業効率がいいなど感じました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお願ひします。報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。まずは、番号49番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号50番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号51番を審議いたします。宮脇茂樹委員の説明をお願ひします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました、番号51を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線沿いの伊崎田駐在所から東へ500m行くと、T字路と太陽光パネルがあります。そこを右に折れ、1.3km進み下り坂を降りたところから左に100m行った右側にあります。本人宅から1.5kmのところにあります。〇〇さんは、水稲と野菜を作付けされており、申請地</p>

		<p>には水稻を作付けされるとのことです。また、トラクター1台、自走式田植機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、8ページ、番号52番を審議いたします。立山委員の説明をお願ひします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号52を報告いたします。譲渡人は、有明町山重抜谷自治会にお住まいの〇〇さん、譲受人は、同じく有明町山重芝用自治会にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、大まかな場所は、有明町山重芝用に、コンビニセブンイレブンがありますが、その前の国道269号線を鹿屋方面へ150m行き、右手の路地入り口が〇〇さんの自宅で、畑はその周辺です。田は、そこから大崎町野方の方向へ300m行き、左手に畑かんのファームポンドがありますが、その反対側の右手の農道に入り、抜谷の田へ約500m降りて行つたところの右手の農道を降りて、5枚目の田と、そこから約100m行き、左折するところの田になります。本人宅からは、畑が5分、田が15分くらいのところにあります。親子による贈与、受贈、現在、〇〇さんは仕事を辞められてお父さんと一緒に農業をされております。夫の〇〇さんは、有明町野神小学校の近くで〇〇農機具店を営んでおられますが、土日等は、旦那さんも一緒に従事されております。畑には野菜と甘藷、田には普通米を作付けされるとのことです、今後もそのように作付けをする予定とのことでした。所有する機械ですが、トラクター、耕運機、田植機、軽トラック各1台を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よつて日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に、日程第5、議案第30号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見

<p>委員 永屋</p>	<p>についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号8番につきましては、申請人より取下げの申出がありましたので、番号9番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第30号番号9番について報告します。調査員は山下昭一委員、原田委員と私、永屋です。総会資料は、10ページから12ページになります。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市寿〇丁目〇〇番〇号の有限会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、東九州自動車道、志布志有明インターの鹿屋方面からの出口を左折し、40m進んだ左側に位置します。除外の目的は、薬局、倉庫、駐車場です。排水は、南側の水路へ流します。ここは、病院の建設予定地が横にありまして、それに伴う移転ということです。申請地の農地区分は、申請地から概ね300m以内に高速自動車道のインターチェンジがあるため、第3種農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第30号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p>
<p>委員 宮脇茂樹</p>	<p>次に日程第6、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>最初に、12ページ、番号16番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第31号、番号16番について報告いたします。総会資料は13ページから15ページになります。調査日は5月9日、調査委員は、山迫委員、竹田委員と私、宮脇です。あと事務局より2人の同行がありました。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さん、〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から市道六月坂安良線を安楽方面に進み、港湾道路との交差点を安楽方面に進み、はまさき耳鼻咽喉科前の200m先を右折し、300mほど北へ進んだ右側付近に位置します。転用目的は一般住宅、排水、雨水については、周りをコの字型に通っている</p>

		<p>側溝に流し、汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号17番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願ひいたします。
委員	山迫	<p>会長より依頼のありました議案第31号、番号17番について報告いたします。調査日は5月9日、調査員は宮脇茂樹委員、竹田委員と私、山迫です。事務局から2人の同行がありました。総会資料は、16ページから18ページです。譲渡人は志布志市志布志町志布志〇〇番地有料老人ホーム〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市旭原町〇〇番地〇の有限会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から県道63号線を2.3km進み、見返りの交差点を右折し、弓場ヶ尾方面へ600mほど進み、宅急便事務所の手前を左折し、300mほど西に進んだ左側に位置します。転用目的は、建売住宅、通路、駐車場です。排水は、隣接道路の排水溝へ流すということです。その他、指導内容につきましては、盛土を行う計画のため、流出しないようにブロックを積むように確認いたしました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周囲に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまふ。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号18番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願ひいたします。
委員	宮脇茂樹	議案第31号、番号18番について報告いたします。総会資料は、19ページから22ページになります。調査日は5月9日、調査員は、山迫委員、竹田委員

		<p>と私、宮脇です。あと事務局より2人の同行がありました。譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県串間市大字大平〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人も本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から北東方向に位置し、県道65号線を経由し、森山小学校付近を道重方面へ進み、道重集落入り口から集落内を1.2kmほど山手に進んだところに位置します。転用の目的は、杉1,920本の植林です。排水は自然流下、その他ということで、この辺りの田は誰も作付されておらず、荒れ放題になっております。また、イノシシなどが田を荒らしており、道路はあるが、車は通れず、奥の方は歩いていかなければなりませんでした。申請地の区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、13ページ、番号19番を審議いたします。 番号19番は、先ほどの議案第30号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号9番で審議されましたところの5条申請でございます。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第32号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、15ページ、番号5番を審議いたします。現地を調査された竹田委員の説明をお願いします。
委員	竹田	議案第32号、番号5番について報告いたします。調査日は5月9日です。調査員は、宮脇茂樹委員、山迫委員、私、竹田でした。総会資料は、23ページから25ページです。申請人は、宮崎県都城市高城町大井手〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から北東方向に位置し、県道3号線を出水地区方面に進み、市道

		<p>大川内線を大川内自治会付近から里道を700mほど進んだところに位置します。周囲の状況は、立会人から聞き取ったところ、平成25年に母親から相続したが、20年以上も耕作しておらず、農地への復元が困難になったとのことでした。また、周辺の農地も耕作されていないため、原野になっている状況でした。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第32号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第33号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		最初に、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。
次長	宮田	議案第33号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書17ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		公告日は、令和4年5月31日で、面積は田が3,311㎡、畑が6,230㎡となっております。所有権を移転する者は2人、所有権の移転を受ける者は、2人で、全て売買によるものです。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書18ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、これより審議にはいります。
		まずは、18ページ、番号17番、18番と、17ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、農用地利用集積計画の利用権及び転貸について、事務局の説明を求めます。
主任主査	桑水	議案第33号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。

		<p>議案書は、19ページから58ページとなっております。まずは、議案書19ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年5月31日で、始期は令和4年6月1日となります。設定期間が1年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が6万2,138㎡、畑が18万839㎡、樹園地が1万3,462㎡で、合計しますと25万6,439㎡となり、うち更新分は2万3,538㎡となっております。利用権の設定をする者の数が76名で、利用権の設定を受けようとする者の数が33名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より43名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、20ページから48ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書49ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和4年5月31日で、始期が令和4年6月1日であります。設定期間は、2年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が1万8,283㎡、畑が7万3,414㎡で、合計しますと9万1,697㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は10名であります。詳細につきましては、50ページから58ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第33号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に、20ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
会場 議長	萩迫	<p>それでは、番号1番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 委員		<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで、吉野委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員 入室)</p>
議長	萩迫	<p>次に、20ページ、番号2番から、48ページ、番号79番までと、19ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸について審議いたします。 50ページ番号1番から、58ページ番号17番までと49ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第33号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第9、議案第34号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
局長	中水	それでは、日程第9、議案第34号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。 この案件につきましては、本年3月の定例総会におきまして、令和4年2月末時点での実績を踏まえ、議案第20号として審議、承認いただいたところです。その後、市民の意見をお聞きするパブリックコメントを市ホームページ上で行いましたが、御意見等はございませんでした。 今回、パブリックコメントや令和3年度の実績確定に伴い改めて提案するものです。 実績を反映させた項目につきましては、議案書60ページ、農業委員会の状況の「1 農業の概要」のうち、中段右側の認定農業者、基本構想水準到達者等の経営数と、61ページ、担い手への農地の利用集積・集約化の「2 令和3年度の目標及び実績」の集積実績、新規実績、達成状況、62ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の「2 令和3年度の目標及び実績」の参入実績、参入実績面積及びそれぞれの達成状況について、実績を反映させたところでございます。 以上の実績につきましては、関係事務を所管しております農政畜産課が令和3年度実績として県へ報告した数字等を引用しております。 また、65ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の「1 農地法第3条に基づく許可事務」及び「2 農地転用に関する事務」の処理件数につきましては、事務局が所管する3月末時点での実績を反映させたところでございます。 以上で、議案第34号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第34号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。
議長	萩迫	以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

